

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

平成23年6月

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

平成23年6月17日

東京都監査委員	大塚	たかあき
同	遠藤	衛
同	三栖	賢治
同	筆谷	勇
同	金子	庸子

目 次

第1 報告の内容

1 平成20年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表	1
(1) 主税局の徴収事務について	
主税局	2
2 平成19年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表	22
(1) 住宅政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	
都市整備局	23
3 平成18年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表	24
(1) 中小企業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	
産業労働局	25

第1 報告の内容

平成20年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数 件	措 置 状 況		
			改 善 済	改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
主税局の徴収事務について	主税局	40	40	0	0
合 計		40	40	0	0

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	1 (49)	滞納整理の進行管理について	<p>税務総合支援システム（以下「TACSS」という。）の滞納整理システムには進行管理機能が備わっていない。</p> <p>そこで、都税事務所では、エンドユーザコンピューティング（以下「EUC」という。）コマンド集を習熟し、より有効に活用し、納税交渉や進行管理に役立てられたい。</p>	<p>平成21年4月30日付「平成20年度包括外部監査結果に対する改善策について（通知）」により、EUCコマンド集の活用促進について都税事務所に周知した。</p> <p>都税事務所の職員のスキルアップを目的に、平成21年6月実務実習（初級）、平成22年2月実務実習（中級）、平成22年4月実務実習（転入者対象）、平成22年6月実務実習（初級）を実施しており、今後も計画的に実務実習を実施していく。</p> <p>なお、事務指導においても、EUCコマンド集の活用状況を適宜確認している。</p>	改善済
意見	2 (51)	交渉記録の入力と記載事項の統一について	<p>TACSSに交渉記録が入力されていれば、システムを使って進行管理がいつでも可能となるので、できる限りTACSSに交渉記録を入力することが望ましい。</p> <p>TACSSの交渉記録の記事欄に、記載事項をできる限り統一して入力することとし、納税交渉の効率化、引継ぎの効率化及び進行管理に役立てられたい。</p>	<p>平成21年4月30日付「平成20年度包括外部監査結果に対する改善策について（通知）」により、TACSSにおける交渉記録の入力について記載例を示し周知、徹底を図った。</p> <p>平成21年9月実施の都税事務所事務指導において、同年7月末時点の交渉記録入力状況に基づき個別指導を行った。</p>	改善済
意見	3 (52)	タイヤロックの実施について	<p>都税事務所あるいは担当者によって、タイヤロックの実施度合いが異なっている。</p> <p>タイヤロックは、滞納整理の有効な手段となっているので、ノウハウを共有し、同様の事案に対して、効果的に実施する体制を整えられたい。</p>	<p>平成21年3月、タイヤロックのノウハウの共有を目的に、研修用DVDセット（DVD、テキスト、習熟度チェック用CD-R）を都税事務所に配付した。</p> <p>平成21年3月、より効果的なタイヤロックの実施に向け、新しいタイヤロック器具（頑強タイプ）を都税事務所に配付した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	4 (53)	停止後調査の金額基準の統一について	<p>高額滞納処分の執行停止（以下「停止」という。）については、停止決定から2年を経過する日後、停止継続の可否を調査するが、都税事務所によって、停止後の調査に関して金額による扱いに差があることは不公平であると考えられるので、停止後調査の金額基準を統一されたい。</p>	<p>平成21年6月に滞納処分の執行停止に関する通達を改正して、停止後調査の金額基準の統一を図った。</p>	改善済
意見	5 (54)	長期累積事案の早期解決について	<p>都税事務所の5年以上経過する長期累積事案は、1件あたり滞納額は平均5万円と少額であるわりにそれぞれに課題があり、滞納整理が後回しになりがちであるが、各事案の課題を明らかにし、取組を強化し整理をされたい。</p> <p>交渉の進展しない滞納者に対しては、財産の再調査などを行いその上でなお欠損処理すべきものは、速やかに欠損処理されたい。</p>	<p>平成19年度から取組を行っているが、平成20年10月に「長期累積事案の処理の促進について（通達）」により、具体的な取組について示し、平成21年4月30日付「平成20年度包括外部監査結果に対する改善策について（通知）」により、圧縮により努める旨を都税事務所に周知し、さらに滞納整理を促進している。</p> <p>なお、長期累積事案処理の進捗状況については、定期的にチェックを行っている。</p>	改善済
指摘	1 (56)	動産差押物件の管理について	<p>差押動産を管理出納簿と現物を確認する際、現場担当者の説明なしには、実物確認ができないものがあつた。現場担当者しかわかり得ない管理は、適切ではなく、差押動産等の管理出納番号を現物に添付されたい。</p>	<p>差押動産等を確実に管理するために、平成20年12月9日付事務連絡「差し押えた動産等の適切な管理の徹底について」により、「差押動産等の管理出納簿」において、差し押えた動産等が特定できるように、差押調書の差押財産欄の記載に従って記載すること、及び管理出納簿上の管理番号を差し押えた動産等に添付することを周知し実施している。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	6 (58)	個人都民税の徴収における区市町村との協力関係を強化すべきもの	<p>平成19年度に、所得税から個人住民税への税源移譲が実施されたことにより、平成20年度の滞納繰越額が大幅に増加することが見込まれるため、平成20年度も、都が区市町村へ直接徴収支援をすることとしている。</p> <p>しかしながら、区市町村が一義的に徴収を担うべき個人都民税について、都が直接関わることに限界があるため、徴収率の低い区市町村への支援を重点的に実施したり、都と区市町村との人事交流等により徴収技術を普及させていくことで、都が直接徴収に携わる機会を減らしていけるようにされたい。</p>	<p>個人都民税が都税全体に及ぼす影響が拡大する中で、着実かつ安定した税収確保のためには、区市町村への多様な支援が欠かせない。</p> <p>間接支援は、研修を始め様々な取組を行い、区市町村職員の徴収技術の向上に一定の成果を上げた。特に徴収率の低い区市を選び「都職員派遣」を行うとともに、「実務研修生」の受入枠を拡大し人事交流による徴収技術の普及を図った。また、業務の実践を通じ搜索等の技術を体得する「業務体験研修」の規模を拡大した。区市町村の組織規模、職員構成や経験等、地域特性を考慮した滞納整理の推進に向けては、「滞納整理情報交流会」等の会議を設定し自主対応力の強化を支援した。さらに、日常の相談や出張研修等にきめ細やかに対応し円滑な情報交流を促進するために「地域担当制」を取り入れた。</p> <p>直接支援は、滞納繰越額の急増に伴い、当面、従来どおり対応せざるを得ないが、滞納環境の変化や区市町村の処理力の定着状況に応じて必要な見直しを行うなど、弾力的かつ効率的な支援に努めていく。</p> <p>平成22年度実施規模〔平成19年度比較〕</p> <p>1 間接支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区市町村向け研修 (17回、680人参加) 〔再編〕 (2) 都職員派遣 (1区3市、各2ヶ月間2人) 〔再編〕 (3) 不動産合同公売 (年3回) 〔継続〕 (4) 実務研修生受入れ (2区2市4人) 〔拡大〕 (5) 業務体験研修 (4区9市17人、6月～3月) 〔拡大〕 (6) 収納実務担当者会議 (年2回) 〔新設〕 (7) 滞納整理情報交流会 (2地域) 〔新設〕 (8) 区都合同検討会 (1地域) 〔新設〕 <p>2 直接支援</p> <p>47区市町より、391事案・23億7千万円を引受け〔拡大〕</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	7 (60)	不動産取得税の緊急賦課の活用について	<p>不動産取得税は、登記情報や台帳登録価格を都が把握し賦課決定するまで、取引後、半年から1年以上かかるため課税時期及び納期限が遅くなるが、経営危機にあると判断された企業について、特に速やかな徴収を必要とする場合は緊急賦課を行っている。</p> <p>しかし、23区外の各市町村の不動産は、その有無を当該官公署等への協力要請に基づく調査や、質問検査等による財産調査等により把握した後、台帳登録価格を緊急に調査する必要がある。</p> <p>今後は、緊急賦課の方法をより活用する必要があり、課税部門と徴収部門は、連携強化を図り、より早期の徴収に努められたい。また、市町村に対しても、緊急賦課の案件について、随時の情報提供を求め早期課税に向けた取組を進められたい。</p>	<p>緊急賦課については、一層の活用を図るために、既に課税部門と徴収部門との間でルール化しており、租税債権確保及び税収確保の見地から納税者の情報交換に努めているところであるが、引き続き連携を維持、強化していく。</p> <p>また、多摩地区に設置された「資産課税事務連絡協議会」等において、緊急賦課に必要な随時の情報提供が得られるよう各市町村に協力をお願いしている。</p> <p>多摩地区に緊急賦課が必要と判断される事案が発生した場合は、随時、関係する市町村へ当該不動産の固定資産課税台帳登録価格等についての速やかな情報提供を求め、早期賦課及び徴収に努めている。</p> <p>緊急賦課の依頼にあたっての対応については、平成21年4月30日付「平成20年度包括外部監査結果に対する改善策について（通知）」により都税事務所徴収部門に周知した。</p>	改善済
意見	8 (62)	金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化について	<p>財産調査での担当者の巧拙によるばらつきを防ぐため、例えばTACSS上の金融機関の一覧データベースを活用し、発送すべき金融機関をチェックするなど金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化の徹底をされたい。</p>	<p>平成21年2月13日付「財産調査方法の徹底等について」により、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産調査を行う際は、金融機関調査漏れ等が生じないよう法人税の確定申告書等で取引金融機関を確実に把握するなど基礎的な金融機関調査を徹底した。 ・文書照会により金融機関調査を行う際は、TAIMS掲示板及びTACSS上の金融機関の一覧データベース等で、金融機関の統廃合や移転等の確認を行なったうえで照会を行うよう徹底した。 	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	9 (63)	著しく低い分納額の滞納法人について分納の増額と対応を強化すべきもの	当該滞納法人は、平成15年4月以来、5年間にわたり毎月10万円の分納が継続しているが、延滞金を含めた滞納税額18,228千円と比較して、著しく低い分納額であり、分納額の増額交渉に応じないことから、場合によっては捜索等を念頭に置いて対応を強化されたい。	平成21年4月30日付「平成20年度包括外部監査結果に対する改善策について（通知）」により都税事務所に周知し、滞納額に比して分納額が低い事案については、差押えを前提に交渉を行い、交渉が難航する場合は捜索を実施するよう周知した。 本件については、平成22年3月17日捜索により、債権を差押え、取立てを行った。他に新たな財産の発見はなかったため、今後、停止を視野に検討を進めていく。	改善済
意見	10 (64)	少額な分納のある場合で適時に差押を実施すべきであったもの	滞納法人は、滞納額に比して分納額が少ない状態であったため、職員が分納の増額が無理なら差押をすると伝えたが、それ以前に不動産が売却されている。 分納があるとはいえ少額な場合は、滞納法人の調査を適時に実施し、その状況を把握するとともに、財産の差押を適時に実施されたい。	平成21年4月30日付「平成20年度包括外部監査結果に対する改善策について（通知）」により、分納中であっても絶えず滞納者の状況を把握するために財産調査を実施し、適正な滞納整理に努めるよう都税事務所に周知した。 本件については、再度の財産調査を行ったが処分可能な財産の発見に至らず、滞納処分の執行を停止した。（平成21年2月決定）	改善済
意見	11 (65)	事務所の移転がある場合の速やかな調査の実施について	平成19年11月に滞納法人の事務所移転の事実を知り、その後平成20年7月まで交渉や調査を実施していなかった。滞納者が事務所移転するとき、電話加入権や入居保証金等の差押は徴収の有効な手段であり、回収の機会を逸しないように、事務所の移転がある場合速やかに調査を実施されたい。	1 平成21年2月13日付「財産調査方法の徹底等について」により、以下の措置を講じた。 ・滞納者の事務所等については、臨戸、現地調査等含めた現況調査を徹底した。その際、滞納者の事務所移転予定及び移転の事実を把握した場合は、速やかに入居保証金を含む財産調査及び滞納処分を実施するよう徹底した。 2 本件については、引き続き財産調査を行ったが、処分可能な財産の発見に至らず、滞納処分の執行を停止した（平成22年1月決定）。	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	12 (67)	滞納者が不存在となった長期差押財産の処分について	<p>破産廃止決定が確定するなどにより滞納者が不存在となった滞納税金について、差し押えた財産の処分が進まず、長期継続事案となっているため、差押財産をできるだけ速やかに処分し、滞納処分を終結させることに努められたい。</p> <p>また、現状では差し押えた都内不動産に固定資産税が毎年課税され、累積し続けることとなるため、換価の可否を判断し、困難であれば差押の解除を行い、停止同時欠損とするなど早期に終結させることに努められたい。</p>	<p>1 平成21年2月13日付「財産調査方法の徹底等について」により、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者が不存在となった事案における差押不動産のうち換価が困難な物件については、処分が進捗せず新たな固定資産税等の滞納を累積させてしまう。そこで、早期に終結させるため、「速やかな調査を行ったうえで換価の可否を判断し、換価可能であれば公売を行い、換価困難であれば差押えを解除し、滞納処分の執行停止を行う」よう徹底した。 <p>2 本件については、差押財産の換価の可否を調査した結果、換価困難と判断し、差押えの解除を行ったのち、滞納処分の執行を停止同時欠損した（滞納法人A・平成21年11月決定、滞納法人B・平成21年9月決定）。</p>	改善済
意見	13 (69)	担保不動産の収益執行手続の申立の実施について	<p>不動産担保権の実行について、収益執行制度が創設され、より簡易な手続で不動産収益から債権回収が図られる一方、新たに発生する当該物件の固定資産税・都市計画税は、不動産の管理費用として、都が優先的に支払いを受けることが可能となった。</p> <p>金融機関が物上代位による債権差押をしている案件では、私債権の返済を優先させ、固定資産税等を払わずに賃料収入を得ている状態のため、担保不動産収益執行の申立依頼を個々の事案の状況に応じて実施するなどして、収益執行を実現されたい。</p>	<p>1 平成21年2月13日付「財産調査方法の徹底等について」により、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が物上代位による賃料債権差押の執行により債権回収を行っている事案において、高額の固定資産税・都市計画税の滞納が新規に発生する場合には、個々の事案の状況に応じ、物上代位権行使に替えて担保不動産収益執行制度を活用するよう金融機関に依頼するなど、収益執行の実現に努力するよう徹底した。 <p>2 なお、平成23年度・国への提案要求において、固定資産税・都市計画税の徴収制度の改善を要求している。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
指摘	2 (71)	停止後調査をすべきものの抽出漏れの防止について	<p>平成16年度末に停止後、平成19年度に停止期間満了により本税84百万円及び延滞金66百万円の不納欠損処理を行っている事案については、停止後の調査をすべきであるのに、それなしに停止期間満了による不納欠損処理が行なわれていた。</p> <p>これは、TACSSのデータベースから抜き出したデータをもとに、調査案件を担当者に通知する際に、手作業で作成したリストから漏れてしまったものであった。</p> <p>今後は、停止案件のうち、一定金額以上で停止後2年に近づくものをEUCを活用するなど漏れなく抽出できるようにして、再発防止に努められたい。</p>	<p>平成21年2月13日付「財産調査方法の徹底等について」により、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額停止分については、停止後2年経過する日以後、停止期間満了前（停止後3年）に滞納者や財産の状況を事後調査し、停止継続の可否を確認するため、漏れのない事後調査対象事案の抽出が欠かせないことから、「TACSSのデータベースからの手作業によるデータの抜き出しを改め、一定金額以上に該当する停止案件のデータをEUCの活用により漏れなく抽出し、停止後事後調査の対象リストを作成する」よう、再発防止策を徹底した。 	改善済
意見	14 (72)	停止の継続の可否の検討理由を明確化すべきもの	<p>平成19年度事後調査において、滞納法人は平成19年3月期の決算で経常利益27百万円を計上しているのに「一部停止後の経営改善が見られない。」との結論によって「停止の継続を相当と認める。」としているが、その理由の記載が明確でない。</p> <p>事後調査における「停止の継続を相当と認める。」か否かの調査は、停止期間満了時に不納欠損処理できるか否かの結論を出す調査で、重要な意味を持つ。しっかり調査し結論に至る理由を明確に残されたい。</p>	<p>平成21年2月13日付「財産調査方法の徹底等について」により、次の点を徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停止後事後調査は、停止期間満了時に不納欠損処理できるか否かの結論を出す調査であり、慎重に行わなければならないことから、調査の裏付けとなる資料を収集し的確に停止継続の当否を判断したうえで、その結論に至る理由を調査書に明記する。 	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	15 (73)	金融機関臨店調査結果の記載を徹底すべきもの	<p>滞納法人の停止（同時欠損）に当たり、調査書上、金融機関の担当者・臨店時刻等が記入されておらず不明確となっている。</p> <p>調査書は、停止（同時欠損）の決定のための重要な報告書であり、臨店調査を行なった場合は、相手方の氏名・応対日時等を記録しておくことは重要であり、今後は調査書の内容が不明確とならぬよう記載内容を徹底されたい。</p>	<p>平成21年4月30日付「平成20年度包括外部監査結果に対する改善策について（通知）」により、金融機関の臨店調査において、口座がない場合は調査の結果が入手できないため、臨店時間と応対した銀行担当者名を記録することを徹底した。</p>	改善済
意見	16 (75)	第二次納税義務の検討が不十分なもの	<p>滞納法人A社の清算人B氏はその法人が納付・納入すべき地方団体の徴収金を納付・納入せずに、清算配当額をC社に分配している。清算人B氏及び残余財産の分配を受けたC社は分配又は引渡しに係る財産の価額を限度として、第二次納税義務者となるが、停止調査書においては、「地方税法第11条の2から第11条の9を検討した結果、該当はなかった。」との記載があるだけであった。</p> <p>滞納整理を行う上で、第二次納税義務者の存在を検討し、徴税の可否を検討することは、公平性を確保するためにも必須である。今後は、的確な調査を行い第二次納税義務者の追及漏れがないよう努められたい。</p>	<p>平成21年6月26日付「第二次納税義務等の簡易判定表の送付について」により、法人解散時に残余財産が分配された場合など第二次納税義務の追及漏れがないよう徹底するとともに、徴収部においても、対象事案を把握し、指導を行っている。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
指摘	3 (77)	パスワードを強制変更するシステム機能の追加について	<p>TACSSにログオンする際のパスワードについて、同一のパスワードを長期間使用することが可能であり、セキュリティ事故が発生するおそれがある。</p> <p>TACSSの情報を適切に保護するためには、パスワードの有効期限を定め、定期的にパスワード変更が強制されるシステム機能を導入されたい。</p>	<p>平成21年12月に、システム改修により、現行のアクセス機能に、定期的にパスワード変更が強制される機能を導入した。</p>	改善済
指摘	4 (77)	パスワード設定ルール具体化と周知徹底について	<p>TACSSのパスワードは、類推されやすいパスワードを使用しているユーザが存在する可能性があり、セキュリティ事故が生じるおそれがある。</p> <p>パスワード管理のルールとして、次のような事項を規程類に盛り込むことにより具体化し、周知徹底されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスワードは7桁以上 ・パスワードは英数字小文字大文字を組み合わせたもの ・パスワードは3か月に一度、変更 	<p>「TACSSユーザID管理規程」は、パスワードを7桁、英数字大文字小文字の組合せ、変更期限は3か月以内とする具体的な管理ルールを明記した「TACSSユーザID管理要綱」に改定し、全事務所に対して平成21年1月14日から2月27日に実施したTACSSの事務指導において、規程改定の趣旨、パスワード変更の徹底について周知した上で、同年4月から施行した。</p> <p>さらに、全事務所に対して平成21年10月1日から12月4日に実施したTACSSの事務指導において、パスワード変更のルール及び強制パスワード変更のシステム導入について周知した。</p>	改善済
指摘	5 (78)	ネットワーク機器のパスワード管理の強化について	<p>運行支援サービスの一環としてネットワーク機器自体の提供を受けているが、パスワード管理を運行支援会社に一任しており、管理状況を税制部システム管理課は把握していない。</p> <p>管理のルールを確認し、ルールが不十分である場合には是正されたい。また、税制部システム管理課は、ルールの遵守状況についても確認されたい。</p>	<p>ネットワークの運用管理は、「ネットワーク設計書 運用設計」に基づき運行支援会社が行っている。</p> <p>この「ネットワーク設計書 運用設計」において、ネットワーク機器のパスワード管理のルールが不明確であったため是正を求め、平成20年11月の改定においてルールを明確化した。</p> <p>また、遵守状況を確認するため、運行支援会社に対して年1回以上（パスワード変更時）、定例会議で管理状況を報告させることとした。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	17 (79)	税務総合支援システム 擬似環境の緊急時利用 の申請及び承認記録の 取得について	<p>TACSSの擬似環境は、本番環境のデータが扱われているが、緊急時の擬似環境の利用について、セキュリティ事故が発生した場合に、システムログを直接確認する以外に調査ができない。</p> <p>緊急時の利用においても作業記録（利用者、利用時間（開始及び終了）、利用目的）を残すよう、維持管理会社に周知徹底されたい。</p> <p>また、維持管理会社にて作成された作業記録の内容を確認し、作業内容を承認した記録を残されたい。</p>	<p>平成21年1月に、維持管理会社による擬似環境の緊急時利用について、利用者、利用時間（開始及び終了）、利用目的の作業記録を残すとともに、システム管理課による作業内容確認と、その承認記録が残るよう手続きを改めた。</p>	改善済
意見	18 (80)	セキュリティ関連規程 の整備について	<p>TACSSのセキュリティ関連各規程の体系や概要が一覧できる文書を策定していないため、規程を追加・変更する際に、他の規程の変更に漏れが生じることが懸念される。</p> <p>各規程の体系や概要が一覧できる文書を整備し、全ての関連規程の内容を確認し、規程間の整合性を確保されたい。</p>	<p>平成21年4月に、TACSSの運用管理関連規程の体系や概要が一覧できる文書を整備した。また、すべての関連規程の内容を確認し、規程間の整合性を確保した。</p>	改善済
意見	19 (81)	「センタ運用仕様書」 の記載の見直しについて	<p>TACSSの運用関連規程の1つである「センタ運用仕様書」の記載では、外部記録媒体の持ち出しによる情報漏えいが懸念される。</p> <p>「センタ運用仕様書」に、媒体持ち出しの際は税制部システム管理課の承認及び立会いを求める旨を明記し、運用を徹底されたい。</p> <p>加えて、持ち出し先や用途が不明瞭な場合は外部に持ち出すべきではなく、これを容認する記載は削除されたい。</p>	<p>平成21年3月に「センタ運用仕様書」を改定し、センタ運用担当者がセンタから媒体を持出す場合の手続きを明記し、持ち出し先や用途が不明瞭な場合の持ち出しの容認を招きかねない記載は削除した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
指摘	6 (84)	税務総合支援システムのデータ保管先の方針の変更の徹底について	<p>TACSSデータ保存先をFDからファイルサーバへ方針変更したが、「税務総合支援システム端末利用基準」では、データ保存先を原則としてFDとする旨が定められている。</p> <p>速やかに「税務総合支援システム端末利用基準」を改訂し、データの保管方針がFDからファイルサーバへ変更されたことの通知を、主税局の各課に周知徹底されたい。</p> <p>また、主税局の各課に対して、TACSSデータの管理状況調査を実施し、TACSSデータがFDへ保管されている場合、当該データをファイルサーバへ移行し、その後速やかにFDのデータを消去するよう指導されたい。やむをえない理由により、FDでの保管が必要な場合は、管理者を定めて管理簿を作成し、定期的な棚卸し、用途確認及び不要となった際の消去、廃棄を徹底するよう指導されたい。将来的には、TACSSデータを保管する外部記録媒体をなくすよう進められたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 規程の改定と周知 「税務総合支援システム端末利用基準」を「税務総合支援システム端末利用要綱」に改定し、FDの利用を原則禁止とした上で、平成21年1月14日から2月27日に全事務所に対して実施した事務指導において、規程改定の趣旨、TACSSデータの保管方針について周知徹底し、同年4月から施行した。 2 局運営方針としての取組 平成21年4月に、局の運営方針に「TACSSデータのファイルサーバへの保管の徹底」及び「不要媒体の返却・廃棄」を明記した。 3 FDの保管状況調査とデータの消去 平成21年6月に、「情報処理機器等の保有状況簿」を、TACSSのFD数量、管理簿の有無を記載できる様式に改め、全事務所に対してFDの保管状況を調査した。 また、FDに保管されているTACSSデータはファイルサーバに移行し、FDはデータ消去後、廃棄するよう指導した。 4 FD管理簿の作成と保管状況の確認 平成21年6月に、やむを得ない理由によりFD保管が必要な場合は、「TACSS FD管理簿」により管理するよう指導した。 また、平成22年10月の各課棚卸しの結果、TACSS FDは保有していないことを、全部所調査において確認した。 5 TACSS端末更新時の対応 平成22年度に実施した端末更新においては、FD装置を内蔵しない機種を選択した。これによりTACSSデータを端末から媒体に取り出す手段はなくなった。 	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	20 (85)	外部記録媒体の保有状況確認の徹底について	<p>外部記録媒体について、「情報処理機器等の保有状況簿」にて、各課から保有状況の報告を受けているが記載内容漏れが多く、管理に不備がある場合には、外部記録媒体の不正な持ち出しによる情報漏えいを防止・発見できないことが懸念される。</p> <p>「情報処理機器等の保有状況簿」を精査して各課の保有状況を正確に把握し、管理に問題がある各課に対しては是正されたい。</p>	<p>平成20年11月に、「情報処理機器等の保有状況簿」の記載に不備がある課に対して、記載の見直しと再提出を指示した。</p> <p>平成20年12月に、再提出された書類において、正しく報告されていることを確認した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	21 (87)	<p>税務総合支援システムに関する機密性Aの情報を取り扱う外部記録媒体の管理ルール強化について</p>	<p>「税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順」には、管理簿の作成、定期的な棚卸し及び用途確認、不要と判断された外部記録媒体を速やかに返却（廃棄）することについて規程は作成されておらず、実施されていないため、外部記録媒体の不正な持出し、紛失等が発生しても把握できない状況である。</p> <p>TACSSに関する機密性Aの情報が保管される外部記録媒体の管理ルールを作成し、主税局の各課に周知徹底されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理簿（保管する外部記録媒体の一覧）の作成 ・ 管理簿を基に定期的な棚卸し及び用途確認の実施 ・ 用途確認の結果不要と判断された外部記録媒体の速やかな返却（廃棄） 	<p>TACSSデータのFD保管は例外的な取扱いであり、「税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順」に例外的取扱いを定めることは実施手順の趣旨・目的に合わないため、現行どおりとし、以下のように対応することとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 FD管理簿の作成 平成21年6月に「TACSS FD管理簿」を定め、全事務所に対し、TACSSデータをFDで保管する場合は、管理簿により管理するよう周知した。 2 局運営方針としての取組 平成21年4月に、局の運営方針に「TACSSデータのファイルサーバへの保管の徹底」及び「不要媒体の返却・廃棄」を明記した。 3 定期的な棚卸し 平成21年6月に、TACSSのFD数量、管理簿の有無を確認できるよう「情報処理機器等の保有状況簿」を改定し、情報セキュリティ強化月間に定期的な棚卸しを実施し用途を確認した上で、その結果を報告できる様式・手続きに改めた。 4 不要なFDの返却・廃棄 平成21年6月に、棚卸し等で用途確認を行い、不要と判断されたFDは、「主税局 情報資産の取扱いに関する安全管理措置」に定める「情報資産の廃棄許可申請書兼記録簿」により、速やかにデータ消去を行った後、返却（廃棄）する旨周知した。 <p>また、平成22年10月の各課棚卸しの結果、TACSS FDは保有していないことを、全部所調査において確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 TACSS端末更新時の対応 平成22年度に実施した端末更新においては、FD装置を内蔵しない機種を選択した。これによりTACSSデータを端末から媒体に取り出す手段はなくなった。 	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	22 (90)	個人保管されている外部記録媒体の制限について	<p>「情報処理機器等の保有状況簿」には、機密性Aの情報を含む外部記録媒体を個人で保管している事象が散見されており、データの紛失や不正持出しのリスクが高まることとなる。</p> <p>個人によって管理すべきデータ以外のデータは、外部記録媒体による個人管理を禁止し、TACSSのデータ保管先の方針に基づき、ファイルサーバへデータを保管されたい。ファイルサーバへの移行期間、もしくは例外的に外部記録媒体へのデータ保管の正当性が認められる場合には、定められた保管庫に保管の上、定められた管理者が、外部記録媒体が適切に保管されていることの適時確認、定期的な棚卸し及び用途の確認、不要となった際の速やかな返却等を実施されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 規程の改定と周知 平成21年1月に、「税務総合支援システム端末利用基準」を「税務総合支援システム端末利用要綱」に改定し、FDの利用を原則禁止とした。また、個人で管理すべきデータはFDによる保管を許可し、個人が責任をもって管理すること、それ以外のデータはFDによる個人管理を禁止し、ファイルサーバに保管することとした上で、平成21年1月14日から2月27日に全事務所に対して実施した事務指導において、規程改定の趣旨、TACSSデータの保管方針について周知徹底し、同年4月から施行した。 2 局運営方針としての取組 平成21年4月に、局の運営方針に「TACSSデータのファイルサーバへの保管の徹底」及び「不要媒体の返却・廃棄」を明記した。 3 ファイルサーバ保管の徹底 上記1の事務指導において、課内で保管されているTACSSデータの保管状況を把握し、ファイルサーバに保管するよう指導徹底した。 4 FD管理簿の作成と保管状況の確認 平成21年6月に、例外的にFD保管が必要な場合は、施錠できるキャビネット、ロッカー等で保管の上、新たに作成した「TACSS FD管理簿」により管理するよう周知した。 また、情報セキュリティ強化月間において定期的な棚卸し及び用途の確認を行い、不要となった際は「主税局 情報資産の取扱いに関する安全管理措置」に基き、速やかに返却（廃棄）を行い、「情報処理機器等の保有状況簿」により報告させ、FDの保管状況を確認することとした。 平成22年10月の各課棚卸しの結果、TACSS FDは保有していないことを、全部所調査において確認した。 5 TACSS端末更新時の対応 平成22年度に実施した端末更新においては、FD装置を内蔵しない機種を選択した。これによりTACSSデータを端末から媒体に取り出す手段はなくなった。 	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	23 (91)	USBメモリの管理強化について	<p>都税事務所にて、課によって全く利用されていないUSBメモリが存在し、返却されていないケースが見られた。USBメモリの管理が徹底されておらず、不正持ち出し、不正利用が発見されにくい状況である。</p> <p>不要となった外部記録媒体は速やかに返却、廃棄するよう、主税局の各課に周知徹底されたい。</p>	<p>TACSSでは、USBメモリの使用を禁止しており、端末において使用できない設定としている。また、各課で保有するUSBメモリは、「主税局 情報資産の取扱いに関する安全管理措置」に従い管理簿に記載したうえで、施錠可能な金庫、キャビネットにおいて保管管理している。</p> <p>これを徹底するため、平成21年2月の情報セキュリティ強化月間で、全事務所に対し、USBメモリの棚卸し、認証機能なしのUSBメモリを含めた不要なUSBメモリの返却・廃棄を行うよう周知し、平成21年3月末に履行状況を確認した。</p> <p>また、平成21年4月に、局の運営方針に「外部記録媒体（USBメモリ等）の厳重な管理（不要媒体の返却・廃棄）」を明記した。</p>	改善済
意見	24 (93)	セキュリティ調査にて指摘された項目の早急な対応について	<p>TACSSのセキュリティ設定及びシステム運用について、セキュリティ診断サービスを実施し、指摘項目の対応を進めているが、対応漏れが確認され、TACSSへの不正アクセスにつながる懸念される。</p> <p>速やかに当該指摘事項の対応を維持管理会社に依頼し、パスワード変更を実施させるとともに、維持管理会社より対応完了の報告を受領して対応完了の確認を実施されたい。</p>	<p>維持管理会社に対し、早急にパスワードを変更するよう申入れを行い、「業務用ログ閲覧用ID」については平成20年11月11日、「データ授受用ID」については11月21日にパスワード変更を行った旨の報告を受領し、対応完了の確認を行った。</p> <p>また、今後、依頼した対応に遅れがないよう、センタ運用会社と維持管理会社とが、定期的に進捗状況を相互に確認する手続きを追加した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	25 (95)	庁内OA室の入退室管理の強化について	<p>庁内OA室は、簡易的に仕切られた区画で、誰でも入室できる状況である。また、入退室管理簿の記載が不十分であり、利用記録が残されていない。</p> <p>庁内OA室専用の部屋を設けることを検討されたい。専用の部屋を設けるまでの間、現在の庁内OA室の入退室の記録が漏れなく行われるよう、使用者に対して入退室管理簿への適切な記入を徹底されたい。</p>	<p>現在のOA室の場所では、防火シャッターがあること、パーティションの高さ制限があることから、施錠可能な専用の部屋を設けることができないため、同一フロア内で施錠管理可能な専用の部屋を確保するよう関係部署と協議している。</p> <p>専用の部屋が確保されるまでの間、庁内OA室について、利用状況を正確に把握し、適正な入退室管理を行うため、平成20年8月に「OA室入退室管理簿」の様式を改め、管理簿への記載の周知徹底を図った。</p>	改善済
指摘	7 (96)	主税局電子計算センター内のコンピュータ室の入退室の記録について	<p>コンピュータ室の入室は、入室カード及び静脈認証の操作により扉を開錠し、日時、入室者の氏名を記録する認証システムによって管理されているが、退室については、認証システムに記録されていない。</p> <p>コンピュータ室からの退室の日時、退室者の氏名を記録するよう、認証システムを改修することを検討されたい。この改修が実現されるまでの間は、退室日時、退室者の氏名を記入する退室管理簿を用意し、その事実を手書きにより記録されたい。</p>	<p>平成22年3月に、退室の手続きを改め、新たにコンピュータ室内に退室チェック用のカードリーダーを設置し、退室の記録を残すようシステム改修を行った。</p> <p>なお、システム改修が完了するまでの間は、「コンピュータ室入退室管理簿」を設けて、入退室日時を記載させた。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
指摘	8 (97)	主税局電子計算センター内のコンピュータ室の監視カメラの撮影方向について	<p>主税局電子計算センター内の監視カメラの一部は、現在のTACSSの重要システム機器の操作者を撮影する位置に向けられていないため、セキュリティ事故が発生した場合、操作者を調査することができない。</p> <p>コンピュータ室に設置されている監視カメラを、サーバ、ネットワーク等の重要システム機器の操作者を撮影できる方向にセットするとともに、監視及び映像記録の調査態勢の見直しを実施されたい。</p>	<p>平成22年3月に、主税局電子計算センター内に設置されている監視カメラについて、撮影方向の最適化、不要となったカメラの移設、新規カメラの増設等を組み合わせて死角がないよう再調整した。これにより監視及び映像記録の調査態勢を確保した。</p>	改善済
意見	26 (98)	サーバ室火災時における初期消火に関する訓練について	<p>主税局電子計算センター内のTACSSのサーバ室は、火災時に対する初期消火の訓練が実施されていない。</p> <p>高感度煙感知システムが導入されているも、初期消火に関する訓練が実施されていない現状においては、迅速な消火活動ができないことが危惧されるため、サーバ室を対象とした、定期的な初期消火の訓練を実施されたい。</p>	<p>サーバ室火災時に迅速な消火活動が行われるよう、平成21年3月に、初期消火のための機材（コンピュータ用専用消火器、防煙マスク等）を整備するとともに、連絡体制の見直し・整備を行い、以下のとおり訓練を定期的実施している。</p> <p>平成21年7月30日 電子計算センター自衛消防訓練実施 平成21年12月14日 合同庁舎自衛消防訓練実施 平成22年7月28日 電子計算センター自衛消防訓練実施</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	27 (99)	主税局電子計算センター内のコンピュータ室の備品の移動防止について	<p>主税局電子計算センター内のコンピュータ室にキャスター付の備品があり、移動・衝突による重要システム機器の故障や在室者の怪我等が生じることが懸念される。</p> <p>キャスター付きの椅子等の備品を使用する場合は、ストッパーを掛け移動を防止する。または、ストッパーが付いてない備品は、壁、床、固定された設備にチェーンなどで連結するなどの移動防止の措置を講じられたい。なお、今後購入するキャスター付きの備品は、ストッパー付とされたい。</p>	<p>平成20年10月に、コンピュータ室内の備品の移動防止措置を、以下のとおり改めて徹底した。</p> <p>1 キャスター付きの椅子は、ストッパーを有効にするか、固定式のものに置き換えた。</p> <p>2 つい立は、キャスターのストッパーを有効にするか、床・壁面等に固定した。</p>	改善済
指摘	9 (100)	主税局電子計算センター内のネットワーク室の整理整頓について	<p>主税局電子計算センター内のネットワーク室に未使用のバインダーやプリンタトナー等が置かれていた。</p> <p>ネットワーク室に設置されている設備は、通信を制御する重要なシステム機器であり、バインダーやプリンタトナー等の取出し等の不要なネットワーク室への入室が無い環境を維持すべきであり、ネットワーク室に置く可燃物は必要最低限とされたい。</p>	<p>平成20年8月に、ネットワーク室内に置かれている直接必要のない物品等を倉庫等に移動し、整理整頓した。</p> <p>また、ネットワーク室の入室は、保守作業等に限定するよう入室の権限範囲を見直し、関係者に周知した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	28 (101)	主税局電子計算センター内のオペレータ室の重要システム機器の設置ラックの施錠管理について	<p>主税局電子計算センター内のオペレータ室の重要システム機器を設置しているラックの扉が外され、回線が剥き出しの状態にあるものが一部に見受けられ、回線遮断等の事故が生じ易い状況である。</p> <p>オペレータ室のシステム機器の設置ラックに扉を設け、施錠管理を実施されたい。</p>	<p>平成20年12月4日に、ラック背面のケーブルの整理及びラック扉の設置を行い、施錠管理を委託業者に指示し、徹底させた。</p> <p>なお、ラックの鍵の管理は、運行支援会社に依頼した。</p>	改善済
意見	29 (102)	主税局電子計算センター内への持込・持出物品の手続について	<p>主税局電子計算センターのシステム管理課運用管理係及び外部委託先のシステム管理業務に携わる常勤者については、持込・持出物品の管理手続が存在しないため、情報漏えいが懸念される。</p> <p>原則としてコンピュータ室への物品の持込・持出は禁止することとし、私物等はコンピュータ室外のロッカー等へ保管する運用を確立されたい。また、コンピュータ室への物品の持込・持出が必要となる場合は、事前申請及び承認に関する手続を導入されたい。</p>	<p>平成21年4月に、システム管理課運用管理係及びセンターの外部委託先の常勤者に対し、コンピュータ室への物品の持込・持出を原則禁止とし、必要な場合は、「センター利用届」により事前申請することとした。</p> <p>さらに、平成22年3月に、レイアウト変更工事によりロッカーを設置し、私物はコンピュータ室外で管理することとした。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	30 (104)	都税事務所内のサーバ室の入退室管理の強化について	<p>都税事務所のサーバ室の入退室管理の不備のため、システム管理者以外が侵入し、物理的に危害を与えることができる環境は避けるべきである。</p> <p>各都税事務所のスペースや費用等の事情もあるが、サーバ室以外に用紙や文書等の保管場所を設けることを検討されたい。また、サーバ室は簡易パーテーションによる間仕切りで、空間が存在する場合には、柵や網を設置し、容易な侵入からの対策を講じられたい。</p>	<p>平成21年1月14日から2月27日に実施したTACSSの事務指導において、サーバ室の管理状況について現況確認を行った。</p> <p>また、平成21年4月に、局の運営方針において「事務所サーバ室の適正な入退室管理」を明記した。</p> <p>さらに、平成21年10月1日から12月4日に実施したTACSSの事務指導において、都税事務所内のサーバ室の管理状況や侵入対策について確認した。その結果、対策が必要とされる事務所については工事等を行い、平成22年3月に完了した。</p>	改善済
指摘	10 (106)	都税事務所内のサーバ等のラック鍵の保管管理について	<p>各都税事務所内サーバ室のラック鍵は、サーバ室内のシステム管理課運用管理係の特定の職員及び外部委託事業者の特定の職員しか知りえない場所に置かれているが、ラック鍵を第三者が発見した場合、セキュリティ事故が生じることが懸念される。</p> <p>各都税事務所のTACSSを設置しているラック鍵の統括責任は、システム管理課運用管理係とし、実務的なラック鍵の保管管理は各都税事務所の総務課計画経理係として、システム管理課運用管理係にラック鍵を貸与することとし、外部委託事業者が保守作業する場合には、「工事・作業等届」による確認の上、サーバ室の開錠とともに、ラックを開錠する手続を整備されたい。</p>	<p>平成21年2月に、サーバラックの鍵の管理・開錠の手続きについて、下記のとおり手続きを定めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鍵の管理を事務所総務課計画経理係に依頼する。 2 サーバ室の開錠は、事務所計画経理係が行う。 3 システム管理課職員が、サーバラックの鍵を必要とする場合には、事務所計画経理係から借り受けることとする。 4 委託業者の保守作業において鍵を必要とする場合には、事務所計画経理係が「工事・作業等届」において内容確認のうえ、開錠を行う。 <p>なお、このことについて、平成21年1月14日から2月27日に実施したTACSSの事務指導において周知した。</p> <p>さらに、平成21年10月1日から12月4日に実施した事務指導において、改めて適正な管理を要請した。</p>	改善済

平成19年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数 件	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
			既 通 知 済	今 回 通 知		
住宅政策に関する事業の管理 及び財務事務の執行について	都市整備局	13	12	1	0	0
都営住宅等に関する事業の管理 及び財務事務の執行について	都市整備局	39	39	0	0	0
多摩ニュータウン事業の管理 及び財務事務の執行について	都市整備局	11	11	0	0	0
東京都住宅供給公社の経営管理 について	都市整備局	16	16	0	0	0
合 計		79	78	1	0	0

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
意見	1-12 (63)	東京都優良マンション登録表示制度の事業のあり方の見直しについて	<p>東京都優良マンション登録表示制度は、新築については建築主2社を中心とした利用となっており、実績が142棟と少なく、評価対象が限られているため、購入者の判断材料としての有用性が十分とは言えないのが実情であり、東京都独自の優良マンションの登録表示制度の存在意義が薄くなっている。</p> <p>したがって、東京都優良マンション登録表示制度について、事業のあり方を見直す必要がある。</p>	<p>普及に向けた制度の改善 (1)見直し内容(平成23年10月から施行) ①評価分野の追加等 ・住宅分野の省エネ対策の重要性を踏まえ、新たに『省エネ性能』の項目を追加 ・マンション管理に関する今日的な課題に対応するために、管理に関する評価項目を追加 ・建物性能の評価項目を都民に分かりやすくするため、『評価分野』を追加 ②等級性の導入 ・認定基準以上の性能を積極的に評価することで、管理組合による適切な維持管理に向けた取組を誘導 ③新たなロゴの作成 ・情報誌等への掲載を容易にするため、新たにロゴを作成し、取引時のロゴの使用を認め、優良な住宅の流通を促進 なお、見直し後、業界団体等へ積極的に周知</p> <p>(2)その他、制度の見直しと並行した取組み ①認定機関の拡大 ・平成23年2月1日から(財)防災・建築まちづくりセンターに加え、新たにビューローベリタスジャパン(株)を認定機関に追加、今後も拡大を図る ②登録メリットの創出 ・制度のより一層の活用策を協議していく中で、(財)防災・建築まちづくりセンターでは、適合証明等と併せて申込む場合に手数料の割引を行うことを措置 ・総合設計制度を活用した場合、住宅の質に関する『管理報告書』の省略 ・『マンション改良工事助成』で、書類審査の一部を簡略化</p>	改善済

平成18年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
			既通知済	今回通知		
中小企業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	産業労働局	56	53	1	2	0
観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	産業労働局	10	10	0	0	0
雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	産業労働局	16	16	0	0	0
財団法人東京しごと財団の経営管理について	産業労働局	8	8	0	0	0
合 計		90	87	1	2	0

区分	番号 (頁)	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
意見	1-13 (76)	補助金で賄われている公社管理費の自主事業による適切な負担と管理費節減に対する動機付けについて	<p>公社においては、自主事業として行う展示室・会議室貸出事業から平成14年度以降連続してプラスの収支差額を計上しており、収支差額は公社の自主事業に充当されている。</p> <p>また、都立産業貿易センターの管理運営事業に指定管理者制度が導入され、平成18年度から5年間は、公社が自主事業として同事業を行うことが予定されているが、指定された事業に係る総務経費を、補助金から支出することは、公募に際して提示された条件とは別に、監理団体の当該事業に関する費用を東京都が一部負担することになる。</p> <p>このことは、コスト競争面で監理団体に有利となって、官と民とに価格とサービスの面で競争原理の導入を阻害することにもつながる。</p> <p>補助金のより適切な執行精算のために、公社の自主事業に係る公社管理費について、基準を明確にした上で、適切に負担させる必要がある。</p> <p>なお、各事業に共通する公社管理運営費の総額の一部を自主事業に負担させることは、実額精算されている公社管理運営費の節減努力を促す効果も期待できるものである。</p>	<p>中小企業振興公社の自主事業の収支分析と業務実態分析を踏まえて、「中小企業会館事業」「秋葉原庁舎展示室・会議室貸出事業」「産業貿易センター管理運営事業」については、平成21年度から総務部門の職員人件費及び役員報酬の一部を負担することとした。</p> <p>平成21年度の職員人件費の支出状況を確認した結果、第三四半期まで、四半期ごとに「中小企業会館事業会計」及び「一般会計」から役員報酬0.5人分と職員3人分の人件費を負担していることを確認した。</p>	改善済